

## 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案の概要について

### 1 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案について

- 平成 30 年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の制定を検討する中で、滋賀県社会福祉審議会から、「この条例とは別に手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれます。」という答申を受けた。
- これを受けて、平成 31 年から 4 年 3 か月に渡り議論を行い、今般、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするもの。

### 2 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例案のポイント

#### (1) 障害の特性に応じた言語その他の手段を幅広く例示

障害者が意思疎通や情報の取得、利用の際に用いる障害の特性に応じた言語その他の手段は、一般的に知られているものも知られていないものも様々あり、それらの手段を幅広く例示している。

#### (2) 障害者自らの意思による意思の表示の重要性

共生社会の実現には、自らの考えや意思を表示できることはもちろん、その表示された考えや意思が尊重されることが必要である。

このことは障害の有無によって変わるものではなく、障害の特性に応じた意思疎通等の促進においては、このことを十分認識して行わなければならないため、その旨を基本理念として規定している。

#### (3) 手話の独自性を明示

手話は、英語等の外国語のように日本語とは異なる言語体系を有する、非音声の言語であり、ろう者が日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産となっている。

また、読唇と発声を用いた「口話法」による教育を進めた際に、教育の場で手話の使用が制約された過去がある。

これらの手話の独自性を明示し、障害の特性に応じた意思疎通等の促進においては、このことの理解が深まるよう行われるべきことを基本理念として規定している。

### 3 検討の経過

- 平成30年6月5日 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について滋賀県社会福祉審議会から知事へ答申
- 平成31年3月26日 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会において検討
- 令和3年5月26日 滋賀県障害者施策推進協議会において検討
- 令和4年6月20日 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会において検討
- 7月19日 県民参画委員会
- 8月8日 厚生・産業常任委員会で報告【条例骨子案】
- 令和5年6月19日 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会においてとりまとめ
- 7月26日 滋賀県障害者施策推進協議会においてとりまとめ

### 4 今後の主なスケジュール（予定）

- 令和5年9月13日 厚生・産業常任委員会で報告【条例要綱案】
- 9月中旬～10月中旬 県民政策コメントの実施
- 11月下旬 11月定例会議に上程